

食安輸発0701第2号
平成25年7月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産ピーマン (パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。) のジフェノ
コナゾール)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け
食安輸発0329第3号 (最終改正：平成25年6月28日付け食安輸発0628第3号) に基
づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍パプリカにおいて食品
衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性
を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対
応することとし、上記通知の別表第2 (製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を
除く。) 及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よ
ろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・ 地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成25年7月1日	ベトナム	ピーマン (パプリカと称される ジャンボピーマンを含む。) 及びそ の加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェノコ ナゾール)	BAC LIEU FISHERIES JOINT STOCK COMPANY